◆同志社刑事判例研究会◆

殺人罪の実行行為の特定

控訴棄却(上告)殺人被告事件、判例時報一七五六号一六二頁東京高裁平成一三年二月二〇日判決。平一二(う)二二一七号刑四部、

奥 村 正 雄

【事実の概要】

と悟り、A子を他の男性に取られたり、最愛の長女B子を手放すくらいならば、いっそのことA子を殺害して自らも死 のうと決意し、台所から洋出刃包丁(刃体の長さ約一六・六センチメートル)を持ち出し、殺意をもって、A子を床上 いないので早く出て行けなどと罵られたことから、激昂するとともに、もはやA子との関係修復を図るのは困難である いて、A子から暗に交際する男性がいるがごとき発言をされたり、ヒモ呼ばわりされたり、あるいは家賃の負担もして A子からも離婚したいなどと言われ、婚姻関係に亀裂が生じていた。某日、被告人は、マンション九階の被告人方にお 被告人は、その妻A子(当時二八歳)が他の男性と情交関係を結んでいるものと疑ってA子を詰問するなどし、他方

殺人罪の実行行為の特定

同志社法学 六〇巻六号

四二九(二八六五

どしているうちにバランスを崩し、A子はベランダから転落して地面に激突し、背部及び胸部等の打撲による外傷性シ で、手で隣家のベランダとの境目の仕切り板を掴んで、手すり伝いに隣家のベランダ内に逃げ込もうとしたため、被告 の間に重傷を負ったA子がベランダに逃げ出し、両足を手すりに乗せ、背中をベランダの外側に向けて膝を曲げた状態 の有無等を問いただしたところ、A子がこれを認めて謝罪した。そこで、被告人が本件包丁を台所に置きに行くと、そ 走り出したので、被告人は本件包丁を持ったまま追い掛け、ガス中毒死させようと考えてA子を引き戻したうえ、浮気 に押し倒して馬乗りになったうえ、本件包丁でA子の左胸部等を数回突き刺した。その後、 ョックにより死亡した。 人は、A子を連れ戻そうとして、声をかけることもなくA子に掴みかかり、A子が被告人の手を振り払って抵抗するな A子が立ち上がって玄関に

点で、殺人の実行行為性と殺意の存在を否定し、被告人の行為とA子の死亡との間には因果関係がないと主張した。 脅して黙らせるためであり、ベランダに逃げたA子を追い掛けたのは連れ戻して話をしようと思ったからであるなどの 以上の事実に対して、被告人は、殺人罪で起訴された。これに対し、被告人側は、本件包丁を持ち出したのはA子を

原判決は、「被告人が確定的故意をもって被害者の胸部等を本件包丁で突き刺し、その後、

被害者がベランダから転

るので、被告人の行為と被害者の死亡との間の因果関係について付言するに、前述したとおり、被告人は、 として被告人が同女に掴みかかった際に、被告人から逃げようとした同女がバランスを崩して地面に落下したことにあ 被害者の死因は、被告人方ベランダから落下して地面に激突したことにより生じた背部並びに胸部打撲による外傷性シ にしたうえで、被告人がA子を掴む行為とA子死亡との間の因果関係について以下のように判示した。「本件における 落するまでの間、 その原因は、ベランダの手すり伝いに隣家に逃げ込もうとして手すり上に逃げ出 右確定的殺意が終始継続していたことが明らかというべきである。」として確定的殺意の存在を明確 した同女を連れ戻そう

ともまた当然予想できることであるから、被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係が存することは明らかであ るから、このような被害者に対して掴みかかれば、被害者がこれから逃れようとし、その際にバランスを崩すなどして たものであるところ、被害者は手足に血液を付着させたままベランダの手すりの上に不安定な姿勢で立っていたのであ をもって被害者の胸部等を本件包丁で突き刺し、その後も被害者がベランダから転落するまでこの殺意を継続させてい ベランダから落下するであろうことは誰が考えても予想できるところであり、そうなれば被害者が死亡するであろうこ また、被害者も被告人のこのような意図を察知してベランダの手すり伝いに隣家に逃げ出そうとしてい

落事故により致死結果を生じたものであり、被告人に責任がないから、原判決には事実の誤認があると主張した。 弁護側は控訴し、被告人は、殺意がないので傷害罪しか成立するに過ぎず、本件は被告人の加害行為後に被害者

る。」。このように判示して、原判決は、殺人既遂罪の成立を認め、被告人に懲役一○年を言い渡した。

なお、本判決について弁護側から上告が行われたが、最高裁は、上告趣意は上告理由に当たらないとし、上告を棄却し 控訴を棄却し、 第一審判決の認定事実を是認したうえで、これを前提に検討し、以下のように判示した。

[判 旨]

る被害者が、地上からの高さが約二四・一メートルもあるベランダの手すり伝いに逃げようとしたのも、このまま被告 被害者を連れ戻してガス中毒死させようと考えて、掴まえようとしたものである。刺突行為により相当の出血をしてい 死に至るものと思っていたため、被害者が玄関から逃げようとするのを連れ戻し、また、ベランダから逃げようとした 被告人は、 刺突行為を終え、本件包丁を流しに戻した後も、被害者を自己の支配下に置いておけば出血多量により

人の監視下にあれば死んでしまうと考え、命がけで行った行為と解される。

そうすると、被告人の犯意の内容は、刺突行為時には刺し殺そうというものであり、 刺突行為後においては、

支配下に置いて出血死を待つ、更にはガス中毒死させるというものであり、その殺害方法は事態の進展とともに変容し ているものの、殺意としては同一といえ、刺突行為時から被害者を掴まえようとする行為の時まで殺意は継続していた

ものと解するのが相当である。

いが、本件においては、被告人としては、被害者を掴まえ、被告人方に連れ戻しガス中毒死をさせる意図であり、 次に、ベランダの手すり上にいる被害者を掴まえようとする行為は、一般には暴行にとどまり、殺害行為とはいい

するのは相当でない。 不可欠な行為であり、殺害行為の一部と解するのが相当であり、本件包丁を戻した時点で殺害行為が終了したものと解 具体的内容は異なるものの殺意が継続していたのである上、被害者を掴まえる行為は、 ら逃れようとしたものである。また、刺突行為から被害者を掴まえようとする行為は、一連の行為であり、被告人には 者としても、被告人に掴まえられれば死に至るのは必至と考え、転落の危険も省みず、手で振り払うなどして被告人か ガス中毒死させるためには必要

るとおりである 更に、被告人の被害者を掴まえようとする行為と被害者の転落行為との間に因果関係が存することは原判決が判示す

以上によれば、被告人が殺人既遂の罪責を負うのは当然である。」

研究

4

どった場合に、殺人罪の成立を肯定しうるかが問題となった。 から転落して死亡したと認定された。この事実について、第一行為である「刺突行為」により殺人罪の実行行為に着手 しガス中毒死させる意図でこれを追い掛けベランダの手すり伝いに隣家に逃げ込もうとした被害者に掴みかかる行為 した後に、第二行為である「掴みかかる行為」によって被害者の転落死結果が発生したというやや特殊な因果経過をた .掴みかかる行為=第二行為)により、これを避けようとした被害者がバランスを崩して、九階マンションのベランダ 本件では、殺意をもって被害者を刺突する行為(刺突行為=第一行為)の後、ベランダに逃げ出した被害者を連れ戻

理由は明確ではないが、上告を棄却した点で二審と同様の判断を示したことになる。本判決は、第一の実行行為に着手 強調したうえで、「刺突行為」と「掴みかかる行為」を一連の行為と評価して、殺人の実行行為性を認めた。最高裁も、 本的に支持しつつ、殺意の点についてより詳細に認定し、その内容に変化があるものの殺意としては同一であることを との間の因果関係があることを認定し、殺人既遂罪の成立を認めた。これに対し、本判決は、一審判決の事実関係を基 発生との関係をどのように捉え、さらに第二行為に殺意を認めうるかが問われる。一審は、被告人の殺意は被害者がべ のように行うかにある。その評価のためには、第一行為と第二行為との関係をどのように捉え、また、第二行為と結果 ランダから転落して死亡するまでの間一貫して継続していること、「掴みかかる行為」と被害者の転落による死亡結果 為」が行われ、しかも後の第二行為を通して転落による死亡結果が発生していることから、第二行為の刑法的評価をど 論点は、殺人の実行行為性の認められる「刺突行為」の後に、それ自体殺人の実行行為性を認め難い 第二の一般的には実行行為とはいい難い行為の介在により結果が発生した場合に、犯意と行為の連続性を重視して

実行行為性の判断を示した点が注目される。

実行行為性と殺意を肯定しうるかが問われ、被害者の転落死は「早すぎた結果の発生」の問題となり、③の立場による と、「刺突行為」と「掴みかかる行為」との関係および実行行為の特定が問題となる。本判決は、このうち③の立場を との間の因果関係の存否、因果関係の錯誤の処理が問題となり、②の立場によると、「掴みかかる行為」自体に殺人の みかかる行為」を区別して、「掴みかかる行為」を殺人の実行行為とする考え方、③「刺突行為」と「掴みかかる行為」 ①「刺突行為」と「掴みかかる行為」を区別して、「刺突行為」を殺人の実行行為とする考え方、②「刺突行為」と「掴 の一連の行為を殺人の実行行為とする考え方がありうるところである。①の立場によると、刺突行為と被害者の転落死 本件について殺人既遂罪の検討を行う場合、本判決に対する裁判官の匿名解説が指摘するように、解決方法としては、

Ⅱ 複数行為に関する判例の態度

採用したわけであるが、その判断の当否が問われる。

予想外の転落死を惹起した点で因果関係の錯誤があるといえるため、「早すぎた結果の発生」の問題類型に入るように 変化しており、しかもそれ自体は殺人の実行行為性を認め難い第二行為から被害者の転落死という結果が発生したとい を肯定しているが、上記③の立場をとって一個の実行行為とみなすとしても、刺突による出血死やガス中毒死ではなく う点にある。本判決は、「掴まえる行為」について、これを「刺突行為」と一連のものとみなすことにより実行行為性 のの、第二行為の「掴まえる行為」はその後にガス中毒死させる計画のために連れ戻す目的によるもので意図の内容が 本件事案の特殊性は、 既述のように、第一行為につき刺殺の意図による殺人の実行行為性があることに異論はないも

みえる。

事案について、 では、このように、それ自体単独では殺人の実行行為性を認め難い行為が介在して複数行為が関わり結果実現に至る 従来の判例は実行行為性をどのように捉え、「早すぎた結果の発生」の問題をどのように解決してきた

(1) 複数行為の実行行為性の判断

のであろうか。

手を認めている。 る結果実現に密接不可分に結びついており、結果発生の客観的危険性があるとして、第一行為の段階で殺人の実行の着 た殺害計画の一環として捉え、それ自体単独では実行行為性を認め難いが、後の殺人行為を容易にし、行為者の期待す 手したときに、殺人行為に着手したものということができる。」と判示した。同判決は、一連の行為を行為者の意図し わけであり、従ってその行為は殺人の結果発生について客観的危険のある行為と謂うことができるから、その行為に着 ては、前述したとおりその行為の結果は後に発生するであろう殺人という結果そのものに密接不可分に結びついている も、それらの行為によってその行為者の期待する結果の発生が客観的に可能である形態、 て、「これら一連の行為を広く統一的に観察し、最終的な現実の殺人行為そのもの以前において行われる行為について 席に座らせ衝突死または墜落死させようとしたが(第二行為)、被害者が目を覚ましたため未遂に終わった事案につい 1 四時間後、 名古屋地判昭和四四年六月二五日は、被害者が夕食時に飲用する清酒やジュースの中に睡眠薬を混入して服 眠り込んだ被害者の顔面を殴打して気絶させたうえ(第一行為)、被害者を自動車で山間部に運び運転 内容を備えている限りにお

もで縛り権利証等を強取した後に、気絶させる目的で頭部をガラス製灰皿で数回殴打し(第一行為)、その後、殺害を 大阪地判昭和五七年四月六日は、後に殺害する意図をもって、まず被害者の両手足を縛り上げ、 寝袋へ入れ、ひ

殺人罪の実行行為の特定

行う(第二行為)を計画していたところ、第一行為で傷害を負わせた行為について、第一行為につき殺意を否定したう の時間的間隔 て、強盗殺人未遂の成立を否定した。同判決は、行為者が具体的な犯行計画を持たず、第一行為と第二行為の間に相当 するのは困難であり、未だ殺人の結果発生について直接的危険ないし現実的危険性のある行為とは認め難い」と判示し え、「本件殴打行為が、その後に予定されていた同女の殺害という行為そのものに密接不可分に結びついていると評価 (約一○時間)があるなど、殴打行為と殺害行為が密接不可分の関係にはないことを理由として、

性」を重視しているといえよう。本判決の事案は、第一行為が既に実行行為性が明らかである点でこれらの判例と異な 性の判断について、犯意の継続性と行為計画、及びそれぞれの行為の時間的・場所的密接不可分性による「行為の連続 これら二つの下級審判例のみで判例の態度を一般化するのは困難ではあるが、判例は、複数の行為が関わる実行行為 重要なことは、 第二の 「掴みかかる行為」が第一の「刺突行為」の一部ではなく、その後に企図されたガ

ス中毒死に不可欠な行為として実行行為性を肯定し殺害行為の一部とみなされている点にある。

為は殺人罪の実行の着手に当たらないと判断したものといえる。

(2)「早すぎた結果の発生」の判断 静岡地判昭和三九年九月一日は、

本件建物焼燬の意思の下にガソリンを撒布したものであり、且つ右行為により本件建物の焼燬を惹起すべきおそれのあ

撒布されたガソリンが可燃性蒸気となり店内の練炭コンロの火が燃え移り、

店舗入口等にガソリン約五リットルを撒布した後マッチで点火しようとしたと

焼損した事案について、「被告人は

見るのが相当である。」と判示し、現住建造物等放火罪の成立を認めた。第一行為は放火予備に過ぎないようにもみえ る客観的状態に至ったというべく、従って被告人は放火の意思をもって放火罪の構成要件に該当する行為を開始したと

同判決は、第一行為の段階で行為者は企図したことの大半を終了しており焼損の現実的危険性が発生したと判断

は、 後、 て『因果関係』が否定されるわけではなく、放火既遂の責任を免れない」と判示している。この事案は、 家屋を焼燬する意思を翻したわけでもないから、右のような経緯で引火したことにより本件の結果が生じたからとい は一般人に容易に理解されるところであって予想し得ないような事柄ではなく、被告人はライターを点火する時に本件 る。」と判示して、放火罪の実行の着手を認めた。その上で、同判決は、「ライターを点火すれば引火するであろうこと た危険が生ずるに至ったものと認められるから、右行為により放火罪の実行の着手があったものと解するのが相当であ 企図したところの大半を終えたものといってよく、この段階において法益の侵害即ち本件家屋の焼燬を惹起する切迫し 火し、火災が起こることは必定の状況にあったのであるから、被告人はガソリンを撒布することによって放火について るのであり、 臭気が室内に充満し、被告人は鼻が痛くなり、目もまばたきしなければ開けていられないほどであったことが認められ その火がガソリンの蒸気に引火爆発させ、家屋を全焼させた事案について、ガソリンを撒布した段階で、「ガソリンの 犯意の継続性と因果経過が一般人の予想範囲内であり相当因果関係が存在することを理由に、既遂責任を認めてい タバコを吸うためのライター点火行為という過失行為の介在により結果が発生してしまった事例であるが、 横浜地判昭和五八年七月二〇日は、密閉された家屋内において放火目的で約六・四リットルのガソリンを撒布し ガソリンの強い引火性を考慮すると、そこに何らかの火気が発すれば本件家屋に散布されたガソリンに引 放火前にタバコを吸うためにライターを点火したところ、 ガソリンに点火する(第二行為) ガソリン撒布 の前に、 同判決

(5) 最決平成一六年三月二二日は、生命保険詐取目的により被害者Aの事故死を偽装しようと企図し、

殺人罪の実行行為の特定

る

多くの議論を呼んでいるが、第一行為と第二行為とを一応区別した上で両者の密接関連性を重視し、 あるから、たとえ、実行犯三名の認識と異なり、 を吸引させてAを失心させた上自動車ごと海中に転落させるという一連の殺人行為に着手して、その目的を遂げたので ら、その時点において殺人罪の実行の着手があったものと解するのが相当である。また、実行犯三名は、 に密接な行為であり、実行犯三名が第一行為を開始した時点で既に殺人に至る客観的な危険性が明らかに認められるか なかったと認められることや、 らしめる危険性の相当高い行為であった。」「第一行為は第二行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠なものであっ によってAが死亡する可能性があるとの認識を有していなかった。しかし、客観的にみれば、第一行為は、人を死に至 ショック、 二行為)、死亡させたが、Aの死因が溺水による窒息か、それともクロロホルム摂取による呼吸停止、 のクロロホルムを嗅がせて失神させた(第一行為)後、Aを自動車の運転席に運び入れ同車を海中に転落させて沈め(第 る上で障害となる事情が存在しなかったこと、③第一行為と第二行為との間の時間的・場所的近接性、 行為を確実かつ容易に行うために必要不可欠であったこと、②第一行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行す 人の故意に欠けるところはなく、 たといえること、第一行為に成功した場合、それ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存在し 本判決以降に出たものであり、「早すぎた結果の発生」の典型的事例として最高裁が初めて判断した判例であり 第一行為から予想外に早く結果が発生した場合に殺人既遂犯が成立するとする解釈を示した。 肺機能不全なのかが特定できなかったという事案について、以下のように判示した。被告人らは「第一行為 第一行為と第二行為との間の時間的場所的近接性などに照らすと、第一行為は第二行為 実行犯三名については殺人既遂罪の共同正犯が成立するものと認められる。」同決定 第二行為の前の時点でAが第一行為により死亡していたとしても、殺 ①第一行為が第二 4 心停止、窒息 クロ 犯意の継続性 口 ホ ・ルム

このように、「早すぎた結果の発生」の事例の解決について、

判例は、

複数行為が一連の行為であることを前提に、

第一行為と第二行為との密接不可分性と犯意の継続性・犯行計画を考慮して、後の行為で予定していた結果が予想外に

その前の行為から発生した場合でも、故意既遂犯が成立するという解釈を示している。

III本判決の論理

(1)

「刺突行為」について

の存在の認定が行われている。こうして、本判決は、第一行為である「刺突行為」自体に殺人罪の実行行為性を認め、 相当強度なもので殺意を推認させるに十分であるからとする。これにより、「刺突行為」に殺人罪の実行行為性と殺意 のは被告人の右の握力が弱かったことや被害者の必死の抵抗によるものと推認され、被告人の「刺突行為」は執拗かつ 包丁で身体の枢要部である胸部を目掛け多数回にわたり相当程度の「刺突行為」に及んでおり、致命傷にならなかった 刺突行為」が殺意をもって行われたことについて、本判決は、原判決とほぼ同様に、被告人が殺傷能力の高 い本件

(2)「掴みかかかる行為」について

その段階で殺人罪の実行の着手にあたると判断したことになる。

これに対し、本判決は、「被告人は、刺突行為を終え、本件包丁を流しに戻した後も、被害者を自己の支配下に置い

次に、「掴みかかる行為」の本件事案における意味については、原判決は特に言及せず、後述するように、

の間の因果関係の存否を判断する限りで検討を加えている。

ンダから逃げようとした被害者を連れ戻してガス中毒死させようと考えて、掴まえようとしたものである。刺突行為に ておけば出血多量により死に至るものと思っていたため、被害者が玄関から逃げようとするのを連れ戻し、また、ベラ

同志社法学 六〇巻六号 四三九 (二八七五

殺人罪の実行行為の特定

本判決は、「刺突行為」による出血死のおそれのある被害者がこれを免れようとベランダ沿いに逃げようとしたのを連 より相当の出血をしている被害者が、地上からの高さが約二四・一メートルもあるベランダの手すり伝いに逃げようと したのも、このまま被告人の監視下にあれば死んでしまうと考え、命がけで行った行為と解される。」とする。こうして、

連で明らかにしたうえで、後述するように、ガス中毒死に向けた実行行為の一部と位置づけるのである。 れ戻そうとして「掴みかかる行為」に及んでおり、「掴みかかる行為」の本件事案における意味を「刺突行為」との関

(3)

殺意の継続性

殺意の継続性が「掴みかかる行為」の実行行為性の判断にどのように関わるかについては明らかにしていない。 を待つ行為、そしてベランダからの転落死に至るまで終始継続していたことを明らかにしている。しかし、原判決は、 これに対し、本判決は、「被告人の犯意の内容は、刺突行為時には刺し殺そうというものであり、刺突行為後におい 殺意の継続性について、原判決は、詳細な事実認定に基づいて、被告人が確定的殺意をもって刺突行為から、

ともに変容しているものの、殺意としては同一といえ、刺突行為時から被害者を掴まえようとする行為の時まで殺意は ては、自己の支配下に置いて出血死を待つ、更にはガス中毒死させるというものであり、その殺害方法は事態の進展と

の殺意の継続性に基づき行為の連続性を認定するのである。 継続していたものと解するのが相当である。」として、殺意の継続性を明らかにしている。そのうえで、本判決は、こ

(4) 「刺突行為」と「掴みかかる行為

そこで、「刺突行為」と「掴みかかる行為」の関係についてみると、本判決は、既述のように、「刺突行為」の段階で

に「因果関係が存することは原判決の判示するとおりである。」とし、「以上によれば、被告人が殺人既遂の罪責を負う みかかる行為」を「ガス中毒死させるためには必要不可欠な行為」と位置づけ、殺害の実行行為の一部と解している。 丁を戻した時点で殺害行為が終了したものと解するのは相当でない。」として、実行行為の連続性を強調したうえで、「掴 まえる行為は、 とする行為は、 連れ戻しガス中毒死をさせる意図であり、被害者としても、被告人に掴まえられれば死に至るのは必至と考え、 実行の着手があると捉えている。その上で、本判決は、「ベランダの手すり上にいる被害者を掴まえようとする行為は、 | 般には暴行にとどまり、殺害行為とはいい難いが、本件においては、被告人としては、被害者を掴まえ、被告人方に 以上の判断に続いて、 ガス中毒死させるためには必要不可欠な行為であり、殺害行為の一部と解するのが相当であり、本件包 手で振り払うなどして被告人から逃れようとしたものである。また、刺突行為から被害者を掴まえよう 一連の行為であり、被告人には具体的内容は異なるものの殺意が継続していたのである上、被害者を掴 本判決は、「掴みかかる行為」と被害者の「転落行為」との間の因果関係について、

基礎となる実行行為について明確にしていないところにある。この点について、本判決は、 着手後に被害者の行為が介在した場合において、行為時からみて被害者の行為の予見可能性が認められるとするもので とは誰が考えても予想できることであり、そうなれば被害者が死亡するであろうことも当然予想できることであるか 掴みかかれば、被害者がこれから逃れようとし、その際にバランスを崩すなどしてベランダから落下するであろうとこ 原判決も、「掴みかかる行為」と被害者の転落死との間の因果関係について判断を加え、「このような被害者に対して 被告人の行為と被害者の死亡との間に因果関係が存することは明らかである。」と判示している。これは、実行の 相当因果関係説の折衷説または客観説に従った判断を示したものといえる。問題は、 原判決が因果関係の判断の 原判決に対し一被告人がべ

殺人罪の実行行為の特定

同志社法学 六〇巻六号

四四

のは当然である。」と判示した。

の間 続性(その内容は概括的なものと解しているように思われるが)を認めることにより、「掴みかかる行為」と転落死と 実行行為性が認められなければ、この行為と転落死との間の因果関係の存否が判断できない。原判決は、「刺突行為 めた原判決に事実誤認があるとまではいえない」として、結論自体は支持している。ともあれ、「掴みかかる行為」に で検討したところから明らかなように、被告人に殺人罪が成立するものと認められるから、被告人に殺人罪の成立を認 理由付けは不十分であって、首肯しがたい。」と批判している。もっとも、本判決は、これに続けて、「しかし、これま ランダにおいて被害者に掴みかかった行為については、実行行為の一部であるかどうかを明確に判示しておらず、その .の因果関係を肯定したのである。原判決は、「掴みかかる行為」の意義を明確にせず、実行行為を特定しなかった 掴みかかる行為」まで殺意は継続していると強調し、その行為から被害者を転落させる行為についても殺意の継

突行為」では実行行為は終了せず、刺突され出血死のおそれのある被害者がこれを免れるためベランダ沿いに逃げよう スを崩して転落したという点で、両者の密接な結び付きから一個の実行行為と捉えて「行為の連続性」が認められると とするところを、その延長線上にあるガス中毒殺に必要不可欠な「掴みかかる行為」から必死に逃れようとしてバラン これに対し、本判決は、殺意の継続性は「刺突行為」から「掴みかかる行為」に至るまで認められることを前提に、「刺

点に問題があった

ぎた結果の発生」の問題に言及していない。それは、本件は「刺突行為」という先行する殺人の実行行為が存在してお た結果の発生」の典型的事例ではないからであろう。しかし、被害者をガス中毒死させようと思って「掴みかかる行為」 り、故意は一貫しているものの、第二行為で結果を実現しようとしたら予想外に第一行為から結果が発生した「早すぎ ところで、この予想外の転落死は、「早すぎた結果の発生」の問題と無関係であろうか。たしかに、本判決は、「早す し、「掴みかかる行為」により被害者を転落させる行為を企図したガス中毒殺の実行行為の一部であると解している。

に及んだら、その前に転落死してしまったという点で、「早すぎた結果の発生」があったといえるのではないか。

して処理する立場をとることから、本判決も特に言及していない。 因果経過について行為者の錯誤が問題となるが、判例は因果関係の錯誤の問題を因果関係の存否の問 問題は、「掴みかかる行為」をガス中毒死させる行

為の実行行為の一部といえるかどうかにある。この点は、後に述べる。

Ⅳ 本判決に対する評

本判決の判例評釈等は、本判決の論理について、これを支持する立場と批判する立場に分かれている。

行行為として捉え、そのような実行行為と被害者の死亡との因果関係が認められれば殺人罪が成立するとした論理を妥 本判決を支持する立場は、 本判決が「刺突行為」から「掴みかかる行為」までの全過程を全体として一連の殺人の実

これに対し、批判する立場のポイントは、本判決が「掴みかかる行為」について、殺人の実行行為性と故意を認めう

当なものと評価している。

件の解決方法としての①である、「刺突行為」と「掴みかかる行為」を分け、前者のみを殺人の実行行為と捉える見解 間的行為の介在が必要であるからという理由で、殺人の実行行為性を肯定することを疑問視する。そこで、既述した本 があったとしても、中毒死させるためには、連れ戻して動けないようにして、ガスのコックをひねるといった多数の中 が主張されている。このうち、「掴みかかる行為」は、殺人の予備行為にすぎず、被害者をして転落死に至らせたのは るかを問題とすることにある。すなわち、「掴みかかる行為」は、連れ戻すために行われたもので、ガス中毒殺の計

過失行為であると捉える見解が多い。もっとも、そのような見解の中でも、②二行為説、⑤原因において故意ある行為 ©刺突行為危険実現説に分かれる。@説は、自然的観察からみれば二つの行為があり、第一の「刺突行為」は被害

同志社法学 六〇巻六号

四四三 (二八七九)

殺人罪の実行行為の特定

きるという」考え方に従い、結論的には殺人既遂罪が成立するとする。②説は、「掴みかかる行為」がガス中毒殺の予 れは同時に第二行為をしないことへの期待でもあり、この期待に反した第二行為に対する責任非難は殺人行為と評価で 為をしないことの期待と同じであって、第一行為は殺意をもってなされ、これをしないことのへの期待は大であり、そ う法理、すなわち、「第一行為がなければ死の原因となった第二行為はなく、第二行為をしないことへの期待は第一行 と同様に殺人未遂罪と過失致死罪の併合罪になるが、そのような場合においても、「原因において故意ある行為」とい させたので、殺人未遂罪と過失致死罪の併合罪が成立すると解する。⑤説は、社会的行為論の観点から基本的には③説 者に致命傷を与えることなく包丁を台所へ戻した時点で終了しており、第二の「掴みかかる行為」により過失で転落死 して負傷した場合の傷害結果の暴行への帰属と同様に、本件は刺突行為の危険が結果に実現した事案とみるべきである 結論的には殺人既遂罪が成立すると解する。これらの見解は、 転落死は刺突行為の事後の過失行為と捉え、強姦の故意で暴行を加えたが、被害者が逃走する際に転倒 いずれも「刺突行為」により第一の実行行為は

少なくとも暴行の故意は認めうるので、過失犯の成否を問題とすることには疑問がある。もっとも、 ⑥説に共通するが、逃げる被害者を連れ戻すために行った「掴みかかる行為」は、 きであるとする批判が加えられている。「掴みかかる行為」を過失行為とみることへの批判については、 @説に対しては、「掴みかかる行為」はガス中毒殺を目的とした違法な暴行であるから傷害致死罪の成否を論ずるべ 仮に殺意が認められない場合でも ⑥説のように、「掴

終了しており、新たに異なる殺害方法のための第二行為が行われたと解している。

結果の暴行への帰属の問題と同列に論ずることはできないように思われる。一方、⑤説の「原因において故意ある行為

「刺突行為」を構成する一部ではないので、強姦の故意で加えた暴行が被害者の転倒による負傷した傷害

みかかる行為」という暴行を「刺突行為」の危険に織り込んで評価すれば過失犯の成否は問題とならないが、

「掴みか

かる行為」は

のではないか。 の法理は、ウェーバーの概括的故意の事例の解決方法の一つとして主張されている見解であるが、それによると「掴み ことになる。しかし、第二行為に出るなという期待可能性は第一行為に出るなというそれと同じであるとの根拠は乏し かかる行為」(結果行為)をしないことへの期待は「刺突行為」(原因行為)に出ないことへの期待可能性と同じという い。むしろ、「刺突行為」に着手した者に対して、「掴みかかる行為」に出るなという期待可能性は低くなる場合が多い

ことへの疑問と、「掴みかかる行為」の殺人罪の実行行為性を認めることへの疑問から、「掴みかかる行為」には転落死 その他、①殺人未遂罪説も主張されている。同説は、具体的な行為態様を捨象した故意により故意責任を基礎づける

罪のみの成立を認めるべきであると主張する。しかし、行為者の殺意の継続性を肯定しつつ、死の結果発生との因果関 を惹起した点で傷害致死罪が成立するが、「刺突行為」との一連の殺意に基づく行為として評価し、包括して殺人未遂

係が認められるにも関わらず、殺人未遂罪の成立にとどまるという解釈は困難であるように思われる。

本判決の意義

にもみえるが、第一行為で結果を発生させたと思って第二行為に及んだわけではないため、この事例の類型とは異なる。 う点で、第一行為からみれば「遅すぎた結果の発生」にあたるようにみえ、ウェーバーの概括的故意の事例に近いよう

本件は、殺害の現実的危険性を惹起する「刺突行為」の終了後に、「掴みかかる行為」により転落死を惹起したとい

より予定より早く転落死結果を実現させたという意味では「早すぎた結果の発生」の事例といえる。ただ、「掴みかか 「早すぎた結果の発生」の典型例とも異なっている。しかし、ガス中毒死させる目的で被害者を「掴みかかる行為」に 他方、本件は、第二行為で結果の発生を意図して第一行為に及んだところ、予期に反して第一行為で結果が惹起した

同志社法学 六〇巻六号 四四五 (二八八一)

殺人罪の実行行為の特定

について被告人に殺人既遂罪の責を負わせるためには、「掴みかかる行為」に殺人の実行行為性を認める必要がある。 る行為」それ単独では殺人の実行行為性を認め難いが、その行為から転落死が発生し因果関係が認められる。この結果 そこで、本判決は、具体的内容は異なるものの、刺殺、出血死、ガス中毒死へと殺意が継続していることから、これ

みなすことにより、「掴みかかる行為」を「刺突行為」の後に予定したガス中毒殺の手段として必要不可欠な行為の一 を基礎にして、「刺突行為」では殺人罪の実行行為は終了せず、これと「掴みかかる行為」とを一連の連続した行為と

えられれば死に至るのは必至と考え、転落の危険を省みず、手で振り払うなどして被告人から逃れようとしたものであ 部と捉えて、行為の連続性を認定し、殺人の実行行為性を特定している。本判決は、「被害者としても、被告人に掴ま よる転落死の危険を省みず逃れようとしたとすることで、二つの行為の一体性・一連性を補強している。このような本 る。」と判示して、原判決と同様に、「刺突行為」により生命の危険にさらされた被害者がさらに「掴みかかる行為」に

に関する判例の態度を踏襲し、 こうして、本判決は、些か特殊な事案に関する事例判断ではあるが、基本的には従来の複数行為の実行行為性の判断 密接不可分な関係にある複数の一連の行為を殺意の継続性を基礎に殺人罪の実行行為性

〈本判決に対する判例評釈等〉

を肯定した点に意義がある。

判決の論理は支持できるであろう。

発生」平成一三年度重要判例解説(二〇〇二年)一四九頁、佐藤弘規「被告人が殺人の実行行為に着手した後に、一 自身の第二行為の介在」法学セミナー五六五号(二○○二年)一○九頁、岡野光雄「実行行為後の行為による結果の 石井徹也「殺人罪における実行行為と因果関係の錯誤」現代刑事法四二号(二〇〇二年)八九頁、 大山弘

般的には殺害行為とはいい難い行為によって死亡の結果が発生した場合、これらを一連の殺害行為ととらえて殺人既 遂罪の成否」受験新報六一一号(二〇〇二年)一八頁。山中敬一「いわゆる早すぎた構成要件実現と結果の帰属」 判例セレクト20(刑法一)(二〇〇二年)二六頁、高橋則夫「実行行為と故意の存在時期」現代刑事法三三号(二〇 遂罪の成立を認めた事例」研修六四七号(二〇〇二年)一三頁、塩谷毅「殺人の実行行為と早すぎた構成要件実現 人の実行行為後、逃亡する被害者をガス中毒死させる意図で掴みかかる行為によって死亡結果が生じた場合と殺人既 〇二年)一〇二頁、前田雅英「実行行為の特定」最新重要判例二五〇刑法第六版(二〇〇七年)一四頁、松原久利「殺 板

によって死亡の結果が発生した場合、これらを一連の殺害行為ととらえて殺人既遂罪の成立を認めた事例」研修六四七号(二〇〇二年)一八 最決平成一三年六月二五日 (判例集未登載)。佐藤弘規「被告人が殺人の実行行為に着手した後に、一般的には殺害行為とはいい難い行為

倉宏博士古稀祝賀論文集編集委員会『現代社会型犯罪の諸問題』(二○○四年)九九頁。

- (2) 判時一七五六号一六二頁参照。
- (3) 判時五八九号九五頁。
- (4) 判夕四七七号二一頁

5

強姦罪の類型においても、

最決昭和四五・七・二八刑集二四巻七号五八五頁は、自動車内で姦淫するという行為者らの行為計画を考慮し、行

- 階で姦淫の具体的危険の発生があると判断したものと思われる。同旨の判例として、名古屋高金沢支判昭和四六・一二・一三刑裁月報三巻一二 立を認めている。最高裁は、 たが、第一行為の段階で被害者に傷害を負わせたことについて、その段階で強姦に至る客観的危険性が認められるとして、強姦致傷罪の成 為者らが自動車内に被害者を「引きずり込む行為」(第一行為)の後、約五キロメートル先に行き自動車内で「姦淫する」(第二行為)を行っ 犯意・行為計画と行為の連続性の観点から、「引きずり込む行為」自体は強姦の直接の手段ではないが、
- 6 下刑集六巻九=一〇号一〇〇五頁。同旨の判例として、広島地判昭和四九・四・三判夕三一六号二八九頁がある。

四四七

- (7) 判時一一〇八号一三八頁
- (8) 刑集五八卷三号一八七頁。
- 9 の実行の着手時期と早すぎた結果の発生」同志社法学五九巻六号(二〇〇八年)五四三頁および両者に挙げられた文献 同決定に関する判例評釈として、塩見淳「早すぎた結果の発生」刑法判例百選Ⅰ総論第六版(二〇〇八年)一三〇頁、奥村正雄「殺人罪
- 10 同決定が被告人らの認識と異なり、第二行為の前の第一行為により死亡していても「殺人の故意に欠けるところはない」と判示している

ている限り故意は阻却されないという通説的見解に立っていると解せられる。 点については、必ずしも理由付けが明確ではないが、因果関係の錯誤があっても、認識された事実と発生した事実とが構成要件的に符合し

- îì 警察への通報等、同女の安否を気遣うような行動は一切なく、ベランダの仕切り板を壊した後、長女と無理心中を図ろうとしたことが認め 勢でいる同女に対し、更なる危害を加えない旨安心させるような声もかけずにいきなり掴みかかり、同女が転落した後も、救急車の手配や 中毒死させるという気持から、同女の腕を掴もうとして手を伸ばしたところ、同女が転落したこと、再度逃げ出しベランダ上で不安定な恣 ンダに飛び出して行ったので後を追い掛け、ベランダの手すり伝いに隣室へ逃げ込もうとしている同女を見て、部屋の中に連れ戻してガス 謝ったので、それまでの疑問に思っていた気持が晴れ、同女は、このまま放っておいても暫くすれば死ぬだろうと思ったこと、同女がベラ 連れ戻し、同女に対する救護等の措置を全く講じないどころか、日頃から抱いていた不倫の疑いについて詰問したこと、同女がこれを認め 次の事実認定を前提としている。「被告人は、右刺突行為後も、重傷を負った被害者が玄関から逃げ出そうとするのを捕まえて
- (12) その意味で、原判決は本件を「ウェーバーの概括的故意」の事案として捉えているという理解も可能であろう。そのような理解として、山 中敬一「いわゆる早すぎた構成要件実現と結果の帰属」板倉宏博士古稀祝賀論文集編集委員会『現代社会型犯罪の諸問題』(二〇〇四年 一〇一頁。本件を「ウェーバーの概括的故意」の事案と捉える立場として、佐久間修「実行行為と故意の概念」曹時五七卷一二号(二〇〇五

られる。」。判時一七五六号一六四頁

平成一三年度重要判例解説 板倉宏「早すぎた構成要件の実現」日本大学法科大学院法務研究二号(二〇〇六年)四頁、岡野光雄「実行行為後の行為による結果の発生 「殺人の実行行為後、 逃亡する被害者をガス中毒死させる意図で掴みかかる行為によって死亡結果が生じた場合と殺人既遂罪の成否」受 一四九頁、 佐藤・前注(1)一三頁、前田雅英「実行行為の特定」最新重要判例二五〇刑法第六版 四頁、

験新報六一一号一八頁

年) 三五四二頁

- 五六五号一○九頁、塩谷毅「殺人の実行行為と早すぎた構成要件実現」判例セレクト♂(刑法一)二六頁、高橋則夫「実行行為と故意の存 石井徹也「殺人罪における実行行為と因果関係の錯誤」現代刑事法四二号八九頁、大山弘「行為者自身の第二行為の介在」法学セミナー

在時期」現代刑事法三三号(二〇〇二年)一〇二頁、山中・前注(12)一二六頁。

- 15 大山・前注(14)一〇九頁。同様に、自然的に見て二個の行為があるとするものとして、塩谷・前注(14)二六頁。
- 17 山中・前注(12)一二六頁。

16

高橋・前注(4)一〇五~一〇六頁。

- 18 岡野·前注(13) 一五〇頁。
- の低減」現代刑事法二二号(二〇〇一年)一〇三頁等。 中野次雄『刑法総論概要[第三版補訂版]』(一九九七年)一二五頁、高橋則夫「ウェーバーの概括的故意・実行行為の途中からの責任能力
- 20 よう。山中敬一『刑法総論 [第二版]』(二〇〇八年) 三五六頁。 末を吸引して死亡したという場合、第一行為に着手した者が犯行の隠蔽等のために第二行為に出るのは適法行為の期待可能性がないといえ ウェーバーの概括的故意の事例でも、第一行為の絞首行為の後、死亡したと錯誤して犯行の隐蔽のため砂場に遺棄した第二行為により、
- 21 石井・前注(14)九五頁。

同志社法学